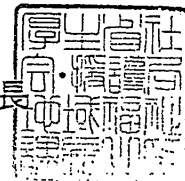


各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生省社会・援護局地域福祉課長



民法の一部を改正する法律等の施行に伴う
地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について

標記事業については、平成11年9月30日社援第2361号社会・援護局長通知に基づき行われているところであるが、先般、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）及び任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）等が公布され、平成12年4月1日より施行されることとなった。

については、地域福祉権利擁護事業の実施にあたって、当該制度の活用、連携が重要であるので、次の点に留意のうえ管下社会福祉協議会に対し指導方よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 1 地域福祉権利擁護事業の実施主体に相談を行った者が、判断能力を著しく欠き本事業による支援計画を立てることができない場合、本事業の援助の内容だけでは本人が望む十分な援助ができない場合及び判断能力が著しく低下した後についても本人が援助の継続を希望する場合などにあっては、成年後見制度が有効に利用できるよう、成年後見開始の審判の申立権者への連絡、任意後見制度の紹介等を行う等、適切に対応すること。
- 2 判断能力を著しく欠き本事業の対象とならない者についても、成年後見制度により選任された成年後見人等を相手方として契約を締結することが考えられること。

成年後見制度にかかる市町村長申立てについて

■ 成年後見制度にかかる市町村長の審判請求規定

- ① 老人福祉法 第32条
- ② 知的障害者福祉法 第27条の三
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第51条の11の2

【 条文 】

市町村長は、六十五歳以上の者につき（知的障害者につき、精神障害者につき）、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

民法第七条	: 後見開始の審判
第十一条	: 保佐開始の審判
第十三条第二項	: 被保佐人の行為能力（保佐人の同意）
第十五条第一項	: 補助開始の審判
第十七条第一項	: 被補助人の行為能力（補助人の同意）
第八百七十六条の四第一項	: 保佐人への代理権付与
第八百七十六条の九第一項	: 補助人への代理権付与

■ 成年後見制度にかかる審判請求を行う市町村長の考え方

- 特別養護老人ホーム等の入所者で、措置制度により当該施設の所在する市町村以外の市町村から入所した高齢者について、老人福祉法第32条の規定に基づく法定後見の審判の申立が必要な場合、当該高齢者の親族の状況等は、一般的に措置を行った市町村長が、よりの確に把握できると想定されるので、原則として当該申立は、措置を行った市町村長が行うこととして取扱うことが合理的と考えられる。

なお、これによらず、施設所在地の市町村長が、必要に応じ、自ら申立を行うことをさまたげるものではない。

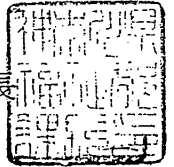
- 知的障害者については、更生援護の実施者である市町村長が審判申立を行うことを前提としているが、本人の状況をよく把握している市町村長が申立を行うことをさまたげるものではない。

高保第677号

平成16年2月9日

各市町村高齢者保健福祉担当課長 殿

神奈川県福祉部高齢者福祉課長



老人福祉法第32条の規定に基づく後見開始の審判の請求の取扱い
について（通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき市町村長が行う民法第7条に規定する後見開始の審判の請求（以下「後見開始の審判の請求」という。）について、次のとおり取り扱うことが適切と考えますので通知します。

- 1 特別養護老人ホーム等の入所者で措置制度により当該施設の所在する市町村以外の市町村から入所した者について後見開始の審判の請求が必要な場合は、一般的に措置を行った市町村長が当該高齢者の親族の状況等をよりの確に把握できると想定されるため、原則として措置を行った市町村長が請求を行うことが合理的と考えられる。
- 2 上記1の取扱いは、施設所在地の市町村長が必要に応じて自ら後見開始の審判の請求を行うことを妨げるものではない。

問い合わせ先

運営指導班 岡田

電話 045-210-1111 内線 4750

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aについて

平成12年7月3日 事務連絡

都道府県
各指定都市老人福祉担当課（室）長あて 厚生労働省老健局計画課長通知
中核市

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Q 1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない痴呆性高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第5条の4第2項第1号）、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考） 法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第10条第5項に基づき、同条第1項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Q 2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に4親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるな

どの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第13号）を参考にしていきたい。

Q 3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3種類のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの種類の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初の申立ての趣旨を他の類型に変更する必要がある場合がある。

Q 4 本人に4親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q 2のとおり、4親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、4親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、4親等内の親族がある場合には、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて調整する必要があることに留意されたい。

Q 5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手續費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第28条）がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手續費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手續費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがって、市町村長は、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、費用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手續費用の予納については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予納した手續費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。（なお、別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の1を参照されたい。）

（参考） 家事審判法第7条、非訟事件手続法第26条、第28条

Q 6 「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

・ なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

（単価設定例）

○ 申立てに要する経費としては、

- ・ 申立手数料 1件につき600円
- ・ 登記手数料 4,000円
- ・ 鑑定費用 5～10万円程度
- ・ その他 郵便切手、添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○ 成年後見人等の報酬については、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（在宅で28,000円、施

設で18,000円)を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図りたい。

(別添)

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

1 申立てに要する経費（申立手数料，登記手数料，鑑定費用等）について

- (1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。
- (2) 市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。
- (3) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が、審判の申立人である市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

* 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2 成年後見人等の報酬に係る経費について

- (1) 成年後見人等の報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。
- (2) 家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の事務の状況を確認した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。
- (3) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を勘案しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡

を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

- (1) 「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の利用等の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。
- (2) そのような目的にかんがみ、上記1及び2に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

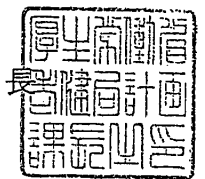
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長



老 健 局 計 画 課 長



「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、この手続を例示として示してきたところである。

しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となつて、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

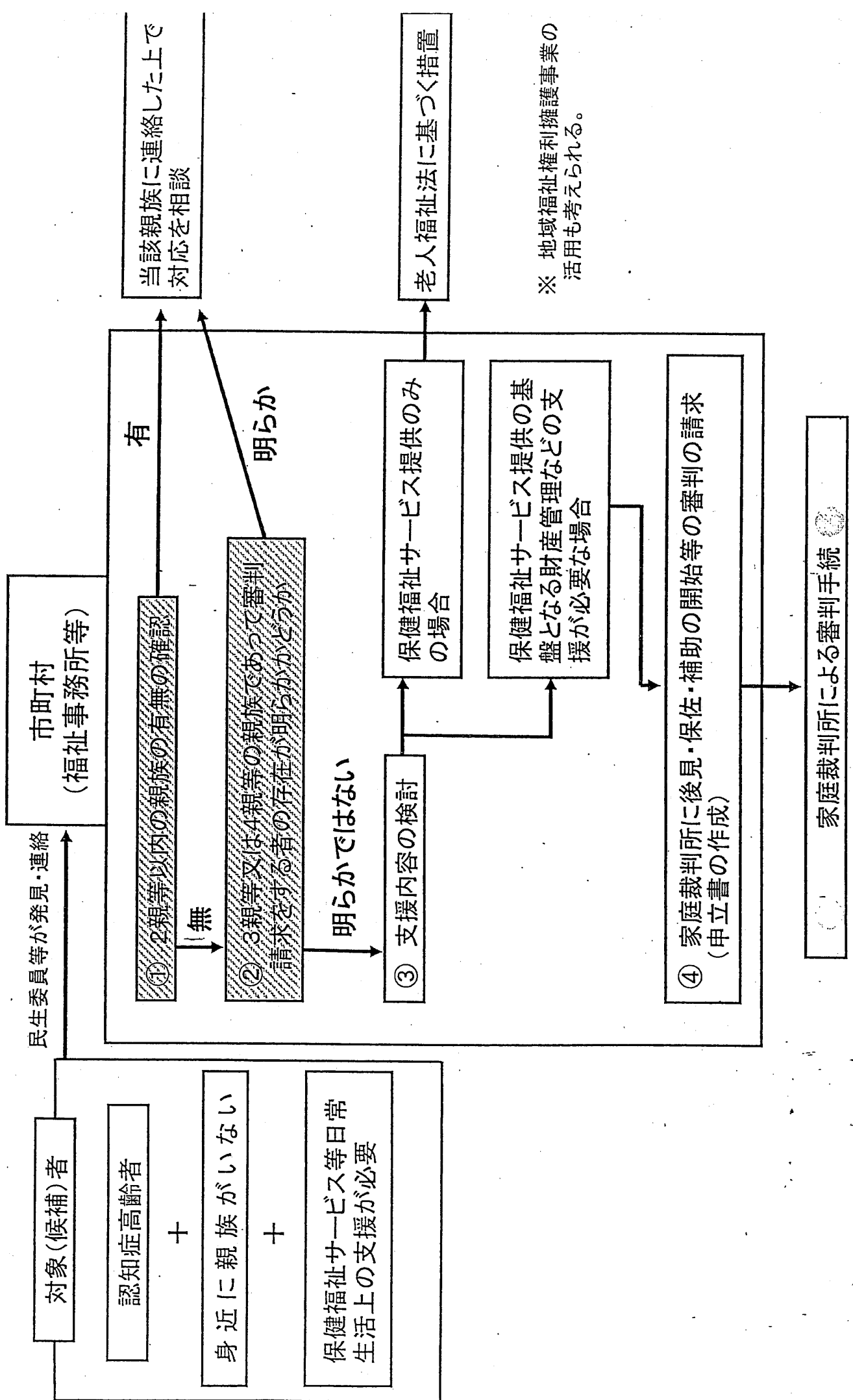
また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものである。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であつて審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

(別添1)

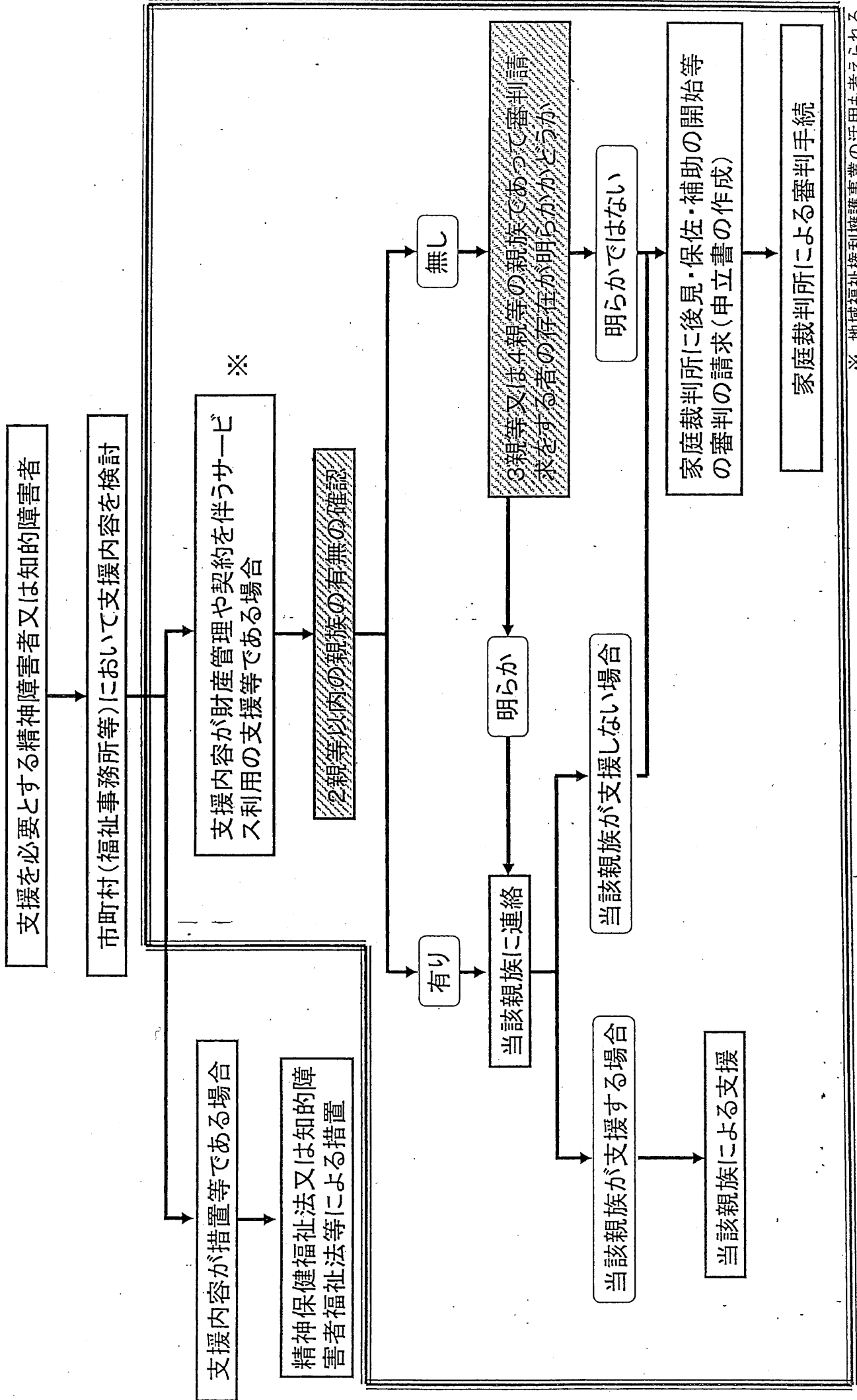
市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)



※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

(別添2)

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)



※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

事務連絡
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 老人福祉担当課（室）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の
審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&A
について」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Q&AのQ2及びQ4を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

Q 2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号)を参考にしていきたい。

Q 4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

<認知症高齢者>

成年後見制度利用支援事業について

- 1 事業概要 地域支援事業交付金の対象事業の一つ（介護保険法第115条の38）
- 2 事業の趣旨 介護保険サービスの利用の観点から認知症高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められているにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して支援するものである。
- 3 事業内容
 - (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施
 - ①成年後見制度を解説したパンフレットの作成・配布
 - ②高齢者やその家族等に対する説明会の開催
 - ③高齢者やその家族等に対する相談会の開催
 - ④後見事務等を廉価で実施する団体の紹介
 - ⑤その他成年後見制度の利用促進に資する事業
 - (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成
 - ①利用対象者
次のいずれにも該当する者
 - a 介護保険サービスを利用し、または利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者等
 - b 市町村が、老人福祉法第32条等の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
 - c 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者
 - ②対象経費
成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部
- 4 負担割合 20.25%
(負担割合:1号被保険者19%、国40.5%、県20.25%。市町村20.25%)
- 5 基準単価 特に示されていない
○地域支援事業全体として介護給付費の3%以内という上限が設定されている。
(ただし、平成18年度は2%、平成19年度は2.3%の範囲内)
- 6 その他 ※横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市も交付対象。
※介護保険制度の中で手当するため、対象者は40歳以上の被保険者となる。

＜知的障害者・精神障害者＞
成年後見制度利用支援事業について

- 1 事業概要 障害者自立支援法第77条
市町村地域生活支援事業の相談支援事業の一つ
- 2 事業の目的 障害者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
- 3 事業内容 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成
- 4 対象者 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

事務連絡
平成20年 3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改	次のいずれにも該当する者
正	(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
前	(イ) <u>市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者</u>
改	(ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

2 市町村長による後見等の開始の審判請求

(1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

(2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係 大城、佐々木
TEL:03-5253-1111 (内線3149)
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp



事 務 連 絡

平成20年10月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。



厚生労働省老健局計画課

予算係長 前田（3924）

予算係 田本（3925）

代表：03-5253-1111

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
 - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - (1)パンフレットの作成・配布
 - ・印刷製本費、役務費、委託料等
 - (2)説明会・相談会の開催
 - ・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。